

# 令和2年度農業普及活動外部評価委員会

日時：令和3年2月8日（月）  
13：00～16：30  
場所：県庁e-ミーティングルーム  
各農業技術普及課

## 1 開 会

## 2 あいさつ

## 3 委員紹介

## 4 説 明

- (1) 評価方法
- (2) 普及指導活動の体制について

## 5 発表・評価

### (1) プレゼンテーション課題（発表7分、質疑応答10分）

- 【村 山】きゅうり大規模園芸団地の若手生産者育成による産地拡大
- 【西村山】1億円の産地の形成に向けた「啓翁桜」の産地強化
- 【北村山】北村山地域農産物のブランド力強化のための加工品開発・販路拡大支援
- 【最 上】攻めの米づくりによる最上産米の安定生産
- 【置 賜】流通拠点を核とした高品質生産によるえだまめ産地強化
- 【西置賜】新規栽培者支援による「啓翁桜」の産地拡大
- 【庄 内】庄内砂丘メロンの生産振興
- 【酒 田】伴走支援によるトップランナーの育成

### (2) 書面審査課題

- ・ 質疑応答

## 6 総 評

- ・ 各委員から全体を通しての講評

## 7 閉 会

## 令和2年度山形県農業普及活動外部評価委員会開催要領

### 1 目的

本県の普及活動が県民ニーズを的確に捉え、地域農業への総合的な支援機能を発揮するためには、内部による普及活動計画の成果目標の達成状況の確認、評価及び改善を行うとともに、外部の専門家や学識経験者、消費者など第三者からの客観的な評価を積極的に求め、効果的かつ効率的な普及指導活動を展開していく必要がある。

このため、「山形県農業普及活動外部評価実施要領」に基づき、第三者からなる農業普及活動外部評価委員会を設置し、重点を置く普及活動について外部評価を実施する。

### 2 農業普及活動外部評価委員（順不同）

委員氏名	役職等	分野
遠藤 紀江氏	県指導農業士 やまがた農業女子ネットワークメンバー	生産・6次化 (先進的な農業者)
柴田 清志氏	県青年農業士 やまがた元気な農業チャレンジネットワーク会長	生産 (若手農業者)
八鍬 和泉氏	山形県J A女性組織協議会 フレッシュミズ部長	農業関係団体
高力美由紀氏	新潟食料農業大学食料産業学部教授 流通、マーケティング	フードビジネス (学識経験者)
本田 茂 氏	中小企業診断士 HS経営コンサルティング株式会社代表	経営 (民間企業)
門田 和弘氏	YBC山形放送アナウンサー 農業一口メモ担当	マスコミ

### 3 内容及びスケジュール等

- (1) 日 時 令和3年2月8日(月) 午後1時から午後4時30分まで
- (2) 場 所 県庁15階 e-ミーティングルーム、各農業技術普及課会議室(研修室)及び評価委員が用意するWeb会議のできる会場
- (3) 対象課題 令和2年度に実施した課題から各普及課3課題選定
- (4) 発表方法 ①ZOOMを利用し課題担当者によるプレゼンテーション(8課題)  
1課題 17分(発表7分 質疑応答10分)×8普及課  
②書面審査課題(16課題)について質疑応答
- (5) スケジュール  
13:00~13:05 開会、あいさつ  
13:05~13:15 流れの説明  
13:15~16:05 プレゼンテーション8課題(前半4課題で10分休憩)  
16:05~16:15 休憩(10分間)  
16:15~16:30 書面審査課題の質疑応答、全体総評  
16:30 閉会

### 4 参集範囲

各総合支庁各農業技術普及課長、各課題の担当課長補佐、各課題の担当者等  
農林水産部関係課担当者

# 山形県農業普及活動外部評価実施要領

## 第1 趣旨

本県の普及活動が県民ニーズを的確に捉え、地域農業への総合的な支援機能を発揮するためには、内部による普及活動計画の成果目標の達成状況の確認、評価及び改善を行うとともに、外部の専門家や学識経験者、消費者など第三者からの客観的な評価を積極的に求め、効果的かつ効率的な普及指導活動を展開していく必要がある。

このため、山形県農業普及事業実施要領第2の1の(5)に基づき、普及活動の外部評価(以下「評価」という。)を実施するものとする。

## 第2 評価の対象

評価の対象は、山形県農業普及事業実施要領第2の2の(4)に規定する年度計画とし、概ね3年に1回は重点課題に係る普及指導計画が対象となるよう選定する。

## 第3 評価の実施体制

### 1 外部評価委員会の設置

農業技術環境課長は、評価を実施するため、山形県農業普及活動外部評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### 2 所掌事項

委員会は、農業技術環境課長の求めに応じて普及活動の展開に関する次の事項を検討する。

- ① 各総合支庁農業技術普及課が展開する普及活動の実施状況を点検し、評価すること。
- ② 評価の方法及びその改善に関すること。
- ③ その他評価に必要な事項全般に関すること。

### 3 構成及び任期

- (1) 委員会は、先進的な農業者、若手・女性農業者、農業関係団体、消費者、学識経験者、マスコミ、民間企業等の外部有識者等から選定する委員をもって構成するものとし、委員の定数は7名以内とする。
- (2) 委員は、農業技術環境課長が委嘱する。
- (3) 委員の任期は、原則として2年とする。ただし、再任を妨げない。

### 4 事務局

委員会の事務局は、農業技術環境課内に置く。

## 第4 評価の実施方法

- 1 評価は、原則として現地調査も含め、年1回以上実施するものとする。
- 2 評価の対象とする計画活動は、当該年度に各農業技術普及課が取り組んでいる普及指導年度計画に掲げる課題とする。
- 3 重点課題の評価を行うにあたっては、以下の視点で評価を行うものとする。

項目	視点
○課題の設定	・課題の設定は適切か。 ・対象の選定、目標の設定は適切か。
○成果目標の達成状況	・目標を達成しているか。 ・十分な成果が得られているか。
○活動内容と体制の適切性	・活動方法や内容は適切か。 ・効果的な活動体制、役割分担がなされているか。

4 農業技術環境課長は、農業技術普及課に対して年度別の評価計画を予め提示するとともに、評価に必要な資料の提出や委員会への担当職員の出席を求めるものとする。

#### 第5 評価結果の取扱い

農業技術環境課長は、普及指導計画の実施状況、普及活動の成果等とともに評価の概要及び普及指導計画等への反映状況等について、速やかにホームページ等で公表するものとする。

#### 第6 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は農業技術環境課長が別に定めるものとする。

- 附則
- 1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。
  - 2 平成29年1月4日 一部改正  
(「山形県農業普及活動外部評価委員会設置要領」の統合廃止)
  - 3 平成30年6月18日 一部改正  
(委員長及び副委員長の委員互選を削除)

令和2年度農業普及活動外部評価 時間割

■プレゼンテーション課題

No.	課名	課題名	品目・分野	発表者	時間(20分)
1	村山	きゅうり大規模園芸団地の若手生産者育成による産地拡大	野菜	佐藤 梓	13:15～13:35
2	西村山	1億円の産地の形成に向けた「啓翁桜」の産地強化	花き	佐藤正美	13:35～13:55
3	北村山	北村山地域農産物のブランド力強化のための加工品開発・販路拡大支援	農村資源活用	那須嘉寛	13:55～14:15
4	最上	攻めの米づくりによる最上産米の安定生産	作物	阿部誠司	14:15～14:35
休憩(10分)					14:35～14:45
5	置賜	流通拠点を核とした高品質生産によるえだまめ産地強化	野菜	太田千恵	14:45～15:05
6	西置賜	新規栽培者支援による「啓翁桜」の産地拡大	花き	工藤則子	15:05～15:25
7	庄内	庄内砂丘メロンの生産振興	野菜	千葉更索	15:25～15:45
8	酒田	伴走支援によるトップランナーの育成	担い手	熊谷大樹	15:45～16:05

休憩

10分間

書面審査の質疑応答、総評

閉会

16:30